

○試験における不正行為に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、試験期間における試験（授業時試験、追試験及び再試験を含む。）における不正行為について、その意義・認定、不正行為者への処分・手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「試験における不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、試験期間中に行われる次の各号の一に該当する行為をいう。

- (1) 試験監督者の指示・注意等に従わない行為及び試験監督の業務を妨害する行為
- (2) 所定の解答用紙を提出しない行為
- (3) 使用又は披見が許されていない図書・ノート・ファイル・複写物・印刷物・用具・機器、その他のものを使用し又は見せる行為
- (4) 他の受験者の答案を盗み見る行為及び他の受験者に答案を見せる行為
- (5) 試験場の内外を問わず、人と連絡し合う行為
- (6) 試験場で配布された所定の解答用紙以外を許可なく使用する行為又はこれを提出する行為
- (7) カンニングペーパー、その他試験に関する不正の書込みのある紙片・用具等を使用する行為
- (8) 代人受験をする行為及び代人受験をさせる行為

(科目無効)

第3条 前条に定める不正行為を行った者（以下「不正行為者」という。）に対する処分のうち、試験の受験及び成績の無効（以下「科目無効」という。）は、次の3とする。

- (1) 不正行為に係る受験科目についての科目無効
  - (2) 前号の当該受験科目無効のほかに、当該試験期間において受験した科目及び受験予定科目（以下併せて「受験科目」という。）の2分の1についての科目無効
  - (3) 当該試験期間における全受験科目についての科目無効
- 2 前項第2号に定める科目無効の科目数は、小数点第1位の数値を四捨五入し、正数の科目数をもってこれを定めるものとする。
- 3 第1項第2号に定める科目無効の対象科目は、当該試験期間における期間内試験科目のうち、当該不正行為者の直近の受験予定科目から選定した後に、直前の受験した科目から選定し、次に、授業時試験科目のうち、直前の受験した科目から選定するものとする。

る。

- 4 不正行為者に対する第1項に定める科目無効の処分については、別に教務部で定める細則により決定するものとする。

(懲戒)

第4条 不正行為者に対する懲戒の処分は、次の4とする。

- (1) 譴責 口頭又は文書による注意とともに、第13条に定める公示を行う。
- (2) 謹慎 有期とし、口頭又は文書による注意とともに、一定期間謹慎させ、第13条に定める公示を行う。
- (3) 停学 無期及び有期とし、口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じ、第13条に定める公示を行う。
- (4) 退学 口頭又は文書による注意とともに、自宅待機を命じた後、退学させ、第13条に定める公示を行う。

(不正行為の認定)

第5条 不正行為の認定は、原則として、教務部で行うものとする。

- 2 前項の認定に当たっては、試験の科目・日時・場所、試験監督者の氏名、不正行為者の氏名、不正行為の内容・態様、不正行為を行ったことの証拠、不正行為者の弁明、その他必要な事項を確認したうえで、物的・人的な証拠を保全し、保管するものとする。
- 3 教務部は、前項に定める確認事項を記載した記録を作成し、その原本又は写しを学生部に送付するとともに、不正行為の認定について学生部に口頭で説明するなどして情報を共有するものとする。
- 4 学生部は、第2項の認定及び前項の記録を踏まえ、不正行為者本人から再度事情を聴取し、弁明の機会を与えたうえで、不正行為の認定を確認するものとする。
- 5 学生部は、前項の本人聴取の内容、不正行為についての最終的な認定事実、その他必要な事項を記載した記録を作成し、その原本又は写しを教務部に送付するとともに、その内容について教務部に口頭又は文書で報告するなどして情報を共有するものとする。

(処分の原則)

第6条 不正行為に関する第3条の科目無効及び第4条の懲戒を決定するに当たっては、当該不正行為の内容・態様等の重大性、不正行為者の反省等の程度、不正行為の前歴、あるいは過去の類似事案との均衡等を考慮しつつ、これを決定するものとする。

(科目無効の処分)

第7条 第2条第1号から第3号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第1

号又は第2号の処分に処する。ただし、不正行為の内容が悪質で情状も重い不正行為者については、同条第1項第3号の処分に処することができる。

2 第2条第4号から第7号までに定める不正行為を行った者は、第3条第1項第2号又は第3号の処分に処する。

3 第8条第2項の各号に定める不正行為を行った者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号の処分に処する。

(懲戒等の処分)

第8条 第2条第1号から第7号までに定める不正行為を行った者は、譴責、謹慎又は停学に処する。ただし、譴責が相当でないと認めるときは、譴責に代えて、学生部が必要と認める嚴重注意等の指導に留めることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、自宅待機を命じ、停学又は退学に処する。

(1) 威力を用い又は2人以上共同して第2条第1号に定める不正行為を行い、よって試験監督の業務を著しく妨害した者

(2) 第2条第8号に定める不正行為を行った者

(3) 第2条の各号に定める不正行為を繰り返し行った者

(処分の提案)

第9条 第7条に定める科目無効の処分については、第5条に定める不正行為の事実認定を前提にして、教務部がこれを提案する。ただし、教務部は、学生部の提案する懲戒等の処分案を考慮し、学生部と協議して科目無効の処分案を調整することができる。

2 前条に定める懲戒等の処分については、第5条に定める不正行為の認定事実を前提にして、学生部がこれを提案する。ただし、学生部は、教務部の提案する科目無効の処分案を考慮し、教務部と協議して懲戒等の処分案を調整することができる。

3 第1項及び前項の処分の提案については、学生部が教務部及び学生部の処分を一括し、連名で学部教授会に提案するものとする。

(処分の承認)

第10条 前条に定める不正行為者に対する教務部及び学生部の処分案は、直近の学部教授会において承認を得なければならない。

2 学部教授会は、不正行為者に対する教務部及び学生部の処分案に不服があるときは、不服の理由及び推奨する処分案を記載した書面を添付して、これを学生部に差し戻すことができる。

3 前項の不服による差し戻しがあったときは、教務部及び学生部は、学部教授会の意見

を参考にしつつ、改めて不正行為者に対する科目無効及び懲戒等の処分案を提案し、学部教授会の承認を得なければならない。

(処分の効力)

第11条 処分は、学部教授会の承認をもって確定するものとする。

(証拠の保管、処分の記録)

第12条 学生部は、第5条第2項に定める証拠について、保管の手続きを採るものとする。

2 学生部は、確定した処分について、所定の記録簿に記載するとともに、学部教授会に報告するものとする。

3 学生部は、不正行為に関する新たな事例を先例集に登載するものとする。

(処分の公示)

第13条 学生部は、不正行為者を譴責・謹慎・停学・退学の処分にしたときは、すみやかにこれを公示するものとする。

(処分の解除・修正)

第14条 この規程の第10条による処分の解除又は修正するときは、教務部委員会及び学生部委員会がこれを提案し、学部教授会の承認を得るものとする。

(適用上の注意)

第15条 この規程の適用に当たっては、学生の権利を不当に侵害しないように留意し、不正行為について適切かつ慎重な事実の認定に努め、教育的観点から妥当かつ相当な処分を決定するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教務部委員会、学生部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 試験における不正行為者の処分に関する規程は、これを廃止する。
- 3 受験心得は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。